

⑫第一火曜日の会スペシャル「口紅の力」セミナーの参加者を募集します

東日本大震災の際に、支援を行っていた避難所の中で「口紅」をさした女性が華やかな表情になった経験から生まれたセミナーです。コミュニケーションを取りながら、美容や健康、さらには地域活性化にもつながることを目指します。

後半は、ハンドマッサージの体験もあります。ぜひご参加ください。

日時 11月7日(火) 午前10時30分～正午
場所 友部社会福祉会館 2階研修室(笠間市美原3-2-11)
講師 メイ・ウシヤマ SBM 研究所所長 いわもと たかあき 岩本 高明さん
 「口紅の力」チーフインストラクター みのほら あつこ 三野原 敦子さん



定員 20名(先着順)

参加費 無料

持ち物 フェイスタオル 1枚

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 10月31日(火)

申・問 社会福祉協議会ボランティアセンター TEL 0296-78-2626

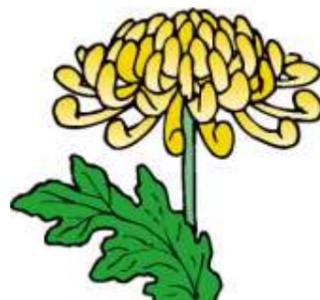
「第一火曜日の会」
 毎月第一火曜日は、講話やレクリエーション、研修会、お話会などを行い、福祉を一層理解してもらおう日としています。ぜひご参加ください。

⑬定住自立圏事業健康セミナー「小児救急について」の参加者を募集します

子どもの急な病気への対処法や、どんなときに救急にかかるべきかなど、順天堂大学小児科医、医療関係者の講演やパネルディスカッションにより学びます。就学前の児童を養育中の保護者は、ぜひご参加ください。

なお、就学前児童の無料託児を用意(要事前予約)していますので、ご利用ください。

日時 11月25日(土) 午後2時30分～4時15分 開場: 午後2時～
場所 茨城県立健康プラザ(水戸市笠原町993-2)
講師 順天堂大学小児科医 きしろ まさひこ 稀代 雅彦さん
対象 県央地域内に居住する未就学児の親
定員 135名程度(先着順)
参加費 無料
申込方法 参加申込書に必要事項を記入の上、窓口で直接または郵送、FAXでお申し込みください。
申込期限 10月31日(火)
申・問 水戸市保健福祉部保健センター TEL 029-243-7311 310-0852 水戸市笠原町993-13
 FAX 029-244-0157



⑭野焼きは禁止されています

「野焼き」とは、ごみを野外で燃やす行為のことで、法律で禁止されています。「近所で物を燃やして、けむりたい」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられています。少量であっても、ごみは集積所に出すなど適正に処分しましょう。



また、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却や、たき火程度の軽微な焼却については例外とされていますが、煙の量や風向きによって、近隣とのトラブルが増えています。

周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮していただくようお願いします。

- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる
- ・風向きや強さ、時間帯を考慮する
- ・近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る

地域の生活環境への配慮をお願いいたします。

法律: 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」、「笠間市環境基本条例」

問 環境保全課(内線125)、笠間支所地域課(内線72115)、岩間支所地域課(内線73115)

⑮有害鳥獣(イノシシ)捕獲許可の要綱を改正します

市では、イノシシによる農業被害の軽減に向けて、地域住民の捕獲活動を農政課による支援事業により推進していますが、この事業を最大限に生かし、早期に被害の軽減が図れるよう、イノシシの箱わなによる個人捕獲について、許可要件を緩和しました。

【改正前】
 農業被害者本人の自宅や囲いのある果樹園の中など、第三者が立ち入ることのない場所にしか「わな」を架設することができませんでした。

【改正後】
 今までの区域に加えて、箱わなでのいのしし捕獲に限り、わなを架設する土地とその隣接地の地権者の同意を得て、周辺の住民にわな設置の注意喚起を周知することにより、わなの架設が許可されることになりました。

※申請方法等、詳細についてはお問い合わせください。

問 環境保全課(内線125)

⑯10月1日から「改正育児・介護休業法」がスタートしました

1歳6か月以降も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。

育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

問 育児休業に関すること: 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

育児休業給付金に関すること: 最寄りのハローワークまでお問い合わせください。